

巻頭言

国際協力と人間の安全保障

西牧 隆壯 …… 1

特集：人間の安全保障に視点をおいた農業・農村開発

人間の安全保障とは

渋澤 孝雄 …… 2

人間の安全保障から見た西アフリカの農業・農村問題

勝俣 誠 …… 9

森林と人間の安全保障

三島 征一 …… 17

アフガニスタン農業の復興を目指して

前野 休明 …… 24

南風東風

“カンボジアあれこれ”

服部 朋子 …… 30

図書紹介

「マラリア・蚊・水田 病気を減らし、生物多様性を守る開発を考える」

…… 32

本誌既刊号のコンテンツ及び一部の号の記事全文(pdfファイル)をJAICAFウェブページ(<http://www.jaicaf.or.jp/>)上で、みることができます。



国際協力と人間の安全保障

国際協力機構 課題アドバイザー

西 牧 隆 壯

ジェリコは、パレスチナ自治区のヨルダン川西岸、死海の近くにあり、人類最古の歴史を持つ都市の一つである。パレスチナの経済情勢は、イスラエルの占領政策により移動の自由とともに経済活動が制約されているため失業率は6割に達している。イスラエルへの出稼ぎが困難になるなか農業セクターでの雇用機会の創出が期待されている。本年7月パレスチナ、イスラエル、ヨルダンを訪問した小泉前首相は「平和と繁栄の回廊」構想を提唱したが、この中でパレスチナ自治区で生産される農産物の加工を中心とした工業団地をジェリコに作ることによって、ヨルダン、湾岸諸国への貿易振興を図ることが打ち出されている。

11月初旬、ジェリコ・ヨルダン溪谷農業開発の新しいプロジェクトを形成するため、パレスチナへ出張する機会を得た。先進国そのもののイスラエルから、若い兵士が警備するチェックポイントを抜けるとパレスチナである。パレスチナの中に入っても、近代的な施設農業のイスラエル人入植地が次々とあらわれるが、それが急にみすぼらしくなるとパレスチナの人の農地である。ジェリコ周辺は標高が海面下200mほど、年間降雨量は150mmと典型的な高温乾燥地で、農業には地下水を利用するほかないが、その地下水の利用もイスラエル

から厳しく制限を受けている現状にある。

開発途上国への国際協力の中心課題は、そこに暮らす人々が、昨日より今日、今日より明日のほうが明るい、希望を持つことができるように、個々人の潜在的な能力を開発していくこと、すなわち人間開発にあるとされる。しかしジェリコ周辺の農民の置かれた現在の状況は、未来への希望があるというよりも、このままではむしろ悪化する危険性の中にあると言ってもよい。人間の安全保障は、こういった悪化する状況にある個人に焦点をあて、国際的な枠組みを構築するなかでその悪化に歯止めをかけようとするものであり、人間開発を補完するものとして理解されている。人間の安全保障を前面に出さざるを得ない国際協力は、パレスチナ、アフガニスタン、イラク、スーダンといった紛争当事国だけでなく、サヘル地方のように自然の脅威にさらされている地域等もあり、冷戦後むしろ増加している。

今回のプロジェクト形成では、パレスチナの関係者だけでなく、イスラエル、ヨルダンの関係者とも新しいプロジェクトを実施することを確認しあった。実際にプロジェクトが動き始めた後も、通常のプロジェクト実施以上に、援助に携わる関係者の安全も含め、大きな困難が予測されるが、細心の注意を払いながら、迅速に、目に見える具体的な効果が現れるようなプロジェクトを実施していきたいと考えている。

NISHIMAKI Ryuzo : International Cooperation to Achieve Human Security

人間の安全保障とは

渋澤孝雄

経済の自由化、情報通信技術の発達等に伴い、人をはじめ、物、資金、情報などが、国境を越えて大量かつ高速に移動しており、国際社会の相互依存がこれまで以上に強まっている。こうした状況下で、地球温暖化等の地球環境問題をはじめとする国境を越えたグローバルな課題が深刻化するとともに、地域的な紛争、感染症、飢餓等、人々を直接に脅かす問題・課題が数多く存在する世界の状況に対応するため、国家の安全保障のように従来の国を単位とした枠組みのみならず、人々に直接焦点を当てた「人間の安全保障」の考えが今日必要となってきた。人間の視点から、様々な問題を多角的にとらえ、人々の生存・生活・尊厳を守り、人々が安心して生活できるような方向性とすれば、平易で身近な考え方と思われる。

人間の安全保障の考え方の概観

1. 「人間開発報告書 1994」の報告

人間の安全保障の概念は、「人間開発報告書 1994」（国連開発計画（UNDP））により広く注目を浴びることとなった。

同報告書では、人間の安全保障は「恐怖からの自由」と「欠乏からの自由」という二つの主要な構成要素からなる概念とされ、国連発足当初からこの点は正しく認識されていた

が、次第に前者を指して安全保障ということが多くなり、後者を指すことが少なくなったとしている。

更に具体的には、経済の安全保障、食糧の安全保障、健康の安全保障、個人の安全保障、地域社会の安全保障及び政治の安全保障の7種に分類されている。例えば、食糧の安全保障については、以下のような説明がなされている。

<食糧の安全保障>

食糧の安全保障とは、だれもがいつでも、物理的にも経済的にも基本的な食糧を入手できることである。これは、すべての人にいきわたる十分な食糧があればいい、ということではない。食糧をいつでも入手できる状態であればならない。つまり、食糧を自分で生産したり、買ったり、公的な食糧配給制度を利用したりして食糧を得る“権利”を持つことである。食糧を入手できることが安全保障の必要条件であるが、それだけでは十分ではない。食糧が十分あっても人々が飢えることが、飢饉の際によく起きる。

人々が飢えるのは、食糧不足だからではなく、食糧が買えないからである。

政府や国際機関は、国内及び地球規模で食糧の安全保障強化のため、多くの方策を試みてきた。だが効果は限られていた。食糧は、

資産や仕事、固定収入がなければ入手できない。資産、雇用、所得安定の問題に取組まない限り、食糧不安に対して国の介入でできることはほとんどない。

(国連開発計画「人間開発報告書 1994」)

また、同報告書では、「人間の安全保障」と「人間開発」とを混同しないことが重要としている。人間開発は「人々の選択の幅を拡大する過程」とされており、人間の安全保障とは、「これらの選択権を妨害されずに自由に行使でき、しかも今日ある選択の機会は今後も失われないという自信を持たせること」であり、参加型の開発にとって不可欠の要素と指摘している。

2. 人間の安全保障委員会

その後、2000年9月の国連ミレニアム・サミットにおける日本政府の呼びかけによって、緒方貞子前国連難民高等弁務官（現独立行政法人国際協力機構（JICA）理事長）、アマルティア・セン・ケンブリッジ大学トリニティーカレッジ学長の2人を共同議長とする「人間の安全保障委員会」が設立され、5回の会合を経て、2003年5月に同委員会からコフィ・アナン国連事務総長に対して報告書が提出された。同委員会は人間の安全保障の考え方を深めるとともに、国際社会にとって具体的な行動指針となるような提言を出すことを目的としている。同委員会は、国連、各国政府等からは独立した委員会であるが、国連を含む国際社会と密接に連携しつつ活動を行うこととされている。

「人間の安全保障委員会報告書」によれば、人間の安全保障について、明確な定義が示されている。人間の安全保障とは、「人間の生にとってかけがえのない中枢部分を守り、すべ

ての人の自由と可能性を実現すること」とし、そのための制度（システム）作りを行うことと定義されている。

人間開発は、進歩が公正になるように人々の機会を拡大するという面に光を当てた楽観的な性質を持った考え方であるのに対し、人間の安全保障は、意図的に「状況が悪化する危険（ダウンサイド・リスク）」に焦点を当てたものであり、人間開発を補完するものであるとしている。

また、人間の安全保障とは、生存、生活及び尊厳を確保するための基本的な条件を人々が得られるようなシステムを構築することでもあるとされ、さらに人間の安全保障は、「欠乏からの自由」、「恐怖からの自由」、あるいは自身のために行動する自由といった様々な自由を結びつけるとした。「保護」と「エンパワーメント（能力強化）」はこうした目的を達成するための総合戦略であり、人々を危険から保護するためには、一貫した規範・プロセス・制度を国際社会が協調して構築する必要がある。また、能力を強化することにより、人々は自らの可能性を開花させ意思決定に参画できるようになる。保護と能力強化は相互補完関係にあり、多くの状況で双方ともが必要となる。

以上のとおり、グローバル化が進んだ今日の世界においては、国家が人々の安全を十分に担保できていないケースがあるとの現実を踏まえ、紛争と開発の両面にかかわる現象に対し、包括的な取り組みを提唱し、具体的には、個人やコミュニティに焦点をあて、人間一人ひとりの保護とエンパワーメント（能力強化）の必要性を強調している。

3. 日本の援助政策における位置づけ

わが国は、人間の安全保障を日本外交の柱

の一つと位置付けており、2003年には、わが国の援助政策の根幹をなす「政府開発援助大綱（新ODA大綱）」が改訂された際に、人間の安全保障が5つの基本方針の一つと位置付けられた。この中で、紛争・災害や感染症など、人間に対する直接的な脅威に対処するためには、グローバルな視点や地域・国レベルの視点とともに、個々の人間に着目した「人間の安全保障」の視点で考えることが重要であるとされた。このため、我が国は、人づくりを通じた地域社会の能力強化に向けたODAを実施する、と明確に述べ、紛争時より復興・開発に至るあらゆる段階において、尊厳ある人生を可能ならしめるよう、個人の保護と能力強化のための協力を行うとされている。

また、2005年に策定された「政府開発援助に関する中期政策(新ODA中期政策)」では、人間の安全保障を援助の実質的な中心理念と位置付け、開発支援全体にわたってふまえるべき視点とした。この中で、人間の安全保障は、「一人一人の人間を中心に据えて、脅威に曝され得る、あるいは現に脅威の下にある個

人及び地域社会の保護と能力強化を通じ、各人が尊厳ある生命を全うできるような社会作りを目指す考え方である」と明確に定義した。具体的には、紛争、テロ、犯罪、人権侵害、難民の発生、感染症の蔓延、環境破壊、経済危機、災害といった「恐怖」や、貧困、飢餓、教育・保健医療サービスの欠如などの「欠乏」といった脅威から個人を保護し、また、脅威に対処するために人々が自らのために選択・行動する能力を強化することであるとした。

なお、人間の安全保障の実現を促進するため、わが国は1999年より国連に、人間の安全保障基金を設置している。

人間の安全保障と援助

1. 「欠乏からの自由」と「恐怖からの自由」

これまで概観してきたように、人間開発と人間の安全保障とは、相互補完的な関係を有している。

「人間の安全保障委員会」で共同議長を務めたセンは、次の通り整理している。すなわち、人間開発は「進歩と増進をその主眼とし」、「活力に満ちた楽観的な性質を有している」のに

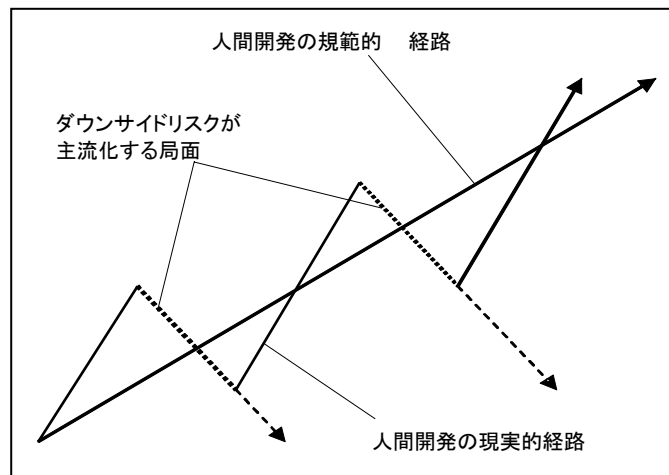


図1 人間開発と人間の安全保障(峯, 2005)

対し、人間の安全保障は「守るべきものを守るための後衛に徹する」ものであり、「突然襲い来る困窮の危機」に注意を払う概念で、人々がこれらの危険に打ち克てるようにするとする考えである。人間の安全保障の概念は、状況が悪化する危険性（ダウンサイド・リスク（downside risk））に直接関心を向けることによって、楽観的に拡大していく人間開発の性質を補うものである（「人間の安全保障委員会報告書」）。

峯(2005)は、人間の安全保障を人間開発との関係で図1のとおり概念化して整理しており、「ダウンサイド・リスクが主流化する局面」に対処し、社会を再び人間開発の経路に乗せていく努力が人間の安全保障に照応するとした。

特に途上国の人々は、常に状況が悪化する危機にさらされており、下方に落ち込むリスクを有している。そのため、例えば「政府開発援助に関する中期政策(新ODA中期政策)」で指摘されている紛争、テロ、犯罪、人権侵害、難民化、感染症の蔓延、環境破壊、経済

危機、災害といった人間の安全保障において「恐怖」とされる様々なリスクによって、人々は大きなネガティブな影響を受けている。人間の安全保障では、貧困、飢餓、教育・保健医療サービスの欠如など広義の貧困問題を「欠乏」と整理しているが、この「欠乏」の問題と「恐怖」の問題を強く関連付けて包括的な取組みを志向している点が重要である。

2. 人間の安全保障の視点を組み入れた開発戦略

以上の認識を踏まえ、人間の安全保障の視点を組み入れた途上国における開発（援助）戦略のあり方については、「貧困削減と人間の安全保障」(JICA 調査研究報告書 2005)において、「欠乏（貧困）と恐怖（リスク）の悪循環」を断ち切ることでありとされ、具体的には、1) 恐怖（脅威およびリスク）に対する予防と軽減（prevention/mitigation）、2) 人間の安全保障の危機が生じたときにとりうる対処（coping）、3) 慢性的貧困の軽減のための、リスクに対す

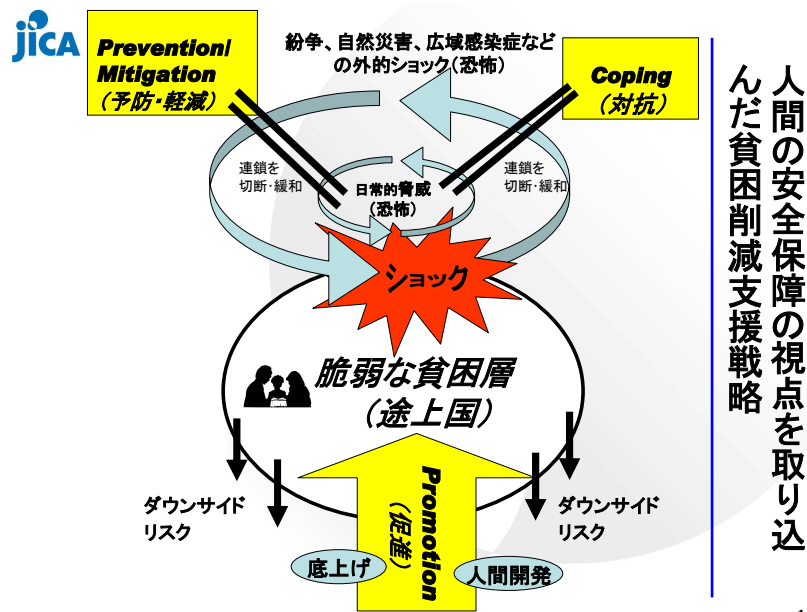


図2 「貧困とショック(脅威)の悪循環」と援助の方向性(牧野 2005)

の中長期的な対応能力の形成 (promotion)、という3つの側面からのリスク・マネジメントを考える必要があるとされている (牧野2005)。図2は、以上の内容を可視化したものである

その中でも、最も重視されるべき基礎的な支援項目は、3) promotion、すなわち欠乏への対応として、人間開発とガバナンスの改善を通じ、貧困層を根底から「底上げする」ための貧困層に優しい開発 (poor-sensitive growth) 戦略を支援することである。これに加えて、1) prevention / mitigation、すなわち脅威やリスク (「恐怖」) への直接の対応として、恐怖を起させないあるいはそのリスクを軽減するための措置と、2) coping、すなわち恐怖にさらされたときの適切な対処措置、を併せて補完する必要がある。

また、外的ショックの一つである地震、洪水、旱魃、台風などの自然災害は一旦起きると、大規模な被害をもたらす。しかし、人間の安全保障委員会報告書によれば、90年代の災害は70年代に比べ2倍以上の発生が報告されているにもかかわらず、予防・軽減措置 (prevention / mitigation) と対処措置 (coping) への努力により、災害による被害者数は後者の40%に留まった。また、promotionの措置を通じ、人間開発が進んでいる国での自然災害による死亡率は、進んでいない国に比べて約13分1であるとの試算がある。Promotion、Prevention、Copingが有効な事例の一つである。

3. 「保護」と「エンパワーメント (能力強化)」

人間の安全保障委員会報告書では、保護と能力強化は相互に補い合い、強め合う関係にあり、能力を得た人々は、目の前の危険を回

避するばかりではなく、自らを保護する仕組みそのものにも改善を求めるようになるとしている。人間の安全保障を実践するアプローチとして、人々の「保護」と「エンパワーメント」が重要とされる。要すれば、「恐怖」や「欠乏」という深刻な脅威から、政府などの諸機関は様々なサービスの提供を通じて人々を守ること (保護) と同時に、人々が自らのためにあるいは自分以外の人間のために行動する能力を高めること (エンパワーメント) によって、自ら脅威に対処することができるようにする。

実際に、2005年に策定された「政府開発援助に関する中期政策 (新ODA中期政策)」では、「人間の安全保障」の実現に向けた援助のアプローチの一つとして、「地域社会を強化する援助」を挙げており、地域社会に対する支援や住民参加型の支援を組み合わせる方向性、及び地域社会の絆を強めガバナンス改善を通じて地域社会の機能を強化することにより、「欠乏」や「恐怖」から地域社会の人々を保護する能力を高める方向性について言及されている。

このことは、人間の安全保障を実践するアプローチとして、保護とエンパワーメントと併せ、コミュニティ強化することの重要性を示していると考えられる。

人間の安全保障と JICA

JICAは、2004年3月に発表した「JICA改革プラン第一弾」のなかで、改革の3つの柱として、「現場主義」、「効果・効率性、迅速性」とともに「人間の安全保障」をかかげ、政府の能力、ガバナンスの強化等とともに、人々やコミュニティに焦点を当てた方向性を明確に打ち出した。

更に JICA では、「人間の安全保障」を事業に反映させるため、「人間の安全保障:七つの視点」をまとめた。

<JICA「人間の安全保障」七つの視点>

1. 「人々」を中心にすえ、人々に確実に届く援助。
2. 開発途上国の人々を、援助（保護）の対象としてだけでなく、将来の「開発の担い手」ととらえ、そのために人々の能力強化（エンパワメント）を重視する援助。
3. 社会的に弱い立場にある人々、生命や生活・人間としての尊厳が危機にさらされている人々、あるいは危機にさらされる可能性の高い人々に対して、真に役に立つ援助。
4. 「欠乏からの自由」（貧困状態から脱却すること）、「恐怖からの自由」（紛争や災害などの脅威、ショックから逃れること）の双方を視野に入れた援助
5. 人々の抱える問題を中心にすえ、問題の構造を分析した上で、その問題の解決のために、さまざまな専門的知見を組み合わせる総合的に取り組む援助（マルチセクター・アプローチ）。
6. 開発途上国の「政府」（中央政府、地方政府）レベルと、「地域社会・人々」レベルの双方にアプローチし、その国や地域社会の持続的発展に寄与する援助。
7. 途上国におけるさまざまな関係機関・人々（援助国、外部コンサルタント、NGO など）との連携をはかることによって、より大きな効果をめざす援助。

(JICA ホームページ)

これまでの JICA の活動にも、これらの視点が盛り込まれた事業は数多くあったが、「人

間の安全保障」が政策的な枠組みとして位置づけられたことを受け、今後はこれまでの事業の活動内容をいま一度見直すとともに、更に人々に届き、より大きなインパクト（波及効果）を与える協力を目指すこととしている。

次に、ミャンマーのケース「コーカン特別自治区 麻薬撲滅にともなう貧困深刻化と危機的生活環境からの脱却」を紹介する。(以下、JICA ホームページから引用)

1) 支援の背景

中国との国境に位置するミャンマーのコーカン特別区は、ミャンマー領内でありながら中国元が流通する中国語文化圏で、コーカン族を中心とする少数民族が居住している。この地域には 100 年以上前にケシ栽培が持ち込まれ、「黄金の三角地帯の一角」としてその名を知られてきた。「急峻な地形」「冷涼な気候」「やせた土壌」「水源不足」などの環境条件から、ケシ以外の農作物栽培には適しておらず、めぼしい産業もない。1989 年に和平合意が締結されるまではコーカン特別区の少数民族とミャンマー中央政府が紛争状態にあったため、基礎的社会基盤や、教育、保健医療などの行政サービスも整備されなかった。

こうした環境のもと、13 万人の農民はケシ栽培に従事することで生計を維持してきたが、2003 年、特別区がケシ栽培禁止を決定したため、農民はその収入の 70%を占めていたケシからの現金収入を突如として失った。急速に悪化する経済状況のなかで、脆弱な農民の生活は混乱状態にある。2003 年には、深刻な食糧不足に加えて、4000 人以上のマラリア患者が発生し、そのうち 270 人以上が死亡、小学校の 3 分の 1 が閉校を余儀なくされたという事態が生じており、「人間の安全保障」がおび

やかされている状況である。



写真1 コーカン地区の農家



写真2 子供の健診

2) JICA の取組み

このプロジェクトでは、突然貧困状態に陥った農民を対象に、生存の危機的状態から人々が抜け出すための支援を、「農業」「保健医療」「生活改善」「教育」などの側面から行っている。特に初期段階では「種子・肥料の配布」や「殺虫剤処理済みの蚊帳の配布」といった農民の貧困緩和に直接役立つ緊急支援に重点を置き、これと並行して、中・長期的視点から「人材の育成」や「生活向上」にも取り組んでいる。さらに、「麻薬」という国際問題への取り組みの一環として、ケシ撲滅後の地域開発のあり方を、かつては敵対関係にあった中央政府と特別区双方の信頼を醸成しながら、模索している。

3) 「人間の安全保障」からみたポイント

ケシ栽培停止後の、人々の危機的状況に対抗するための緊急支援がエントリーポイントとなった。また、さまざまなセクターの活動

を通じて、特別区の抱える構造的な課題を、中央政府・特別区双方を取り込みながらコミュニティに焦点を当てて進めている。

「人間の安全保障」の考え方を事業に反映させる過程では、人々の置かれた状況やニーズを正確に把握する「現場主義」に基づいた対応が不可欠である。

また、画一的な対応策はなく、それぞれの国・地域の人々が置かれた状況に応じた、きめ細かな対応が必要である。

農業・農村開発においても、人間中心に視点を置き、農村での生活改善や、コミュニティのエンパワメントには何が必要か、といった視点が必要とされている。言い換えると、「人間の安全保障」の観点から、活動・事業にさらにどのような展開が必要になるのかを考えてみるのが求められている。

参考文献

- 1) 国連開発計画 (UNDP) 1994, 人間開発報告書 1994, 国際協力出版会
- 2) 人間の安全保障委員会 2003, 安全保障の今日的課題 人間の安全保障委員会報告書, 朝日新聞社 (Commission on Human Security 2003, Human Security Now)
- 3) 峯陽一 2005, 人間の安全保障とダウンサイド・リスク, 貧困削減と人間の安全保障 Discussion Paper, 独立行政法人国際協力機構
- 4) 牧野耕司 2005, JICA の貧困削減援助へのインプリケーション, 貧困削減と人間の安全保障 Discussion Paper, 独立行政法人国際協力機構

(国際協力機構(JICA)

農村開発部 管理チーム長)

人間の安全保障から見た西アフリカの農業・農村問題

勝 俣 誠

はじめにーポスト構造調整期の新戦略

多くの西アフリカ諸国で国際通貨基金(IMF)と世界銀行の主導した構造調整プログラム(SAP)ないし政策経済改革を実施されてから、4分の1世紀近くが経つ。この市場原理を従来の政府介入型経済に対し短期かつ広範に導入する経済改革は、冷戦が終焉する80年代末から90年代初頭の時期から一党独裁制に対して複数政党制の導入を迫る政治改革をも伴っていった。

これらの国際金融機関によるポスト冷戦期のアフリカ諸国に対する融資の方向付けは一口で言えば、経済のグローバル化と政治の自由化を抱き合わせた抜本的な改革で健全な経済構造が形成され、いずれは高度成長路線を持続的に歩むというものであった。

しかし、1990年代後半から、SAPは多くのアフリカ諸国において期待された成果を実現できず、むしろSAP体制下での貧困層の拡大、社会的不安の高まりなどマイナス面が国内はもとより国際社会で指摘されはじめた。そこで、IMFと世銀は従来の方向付けの見直しを余儀なくされ、2000年代に入り登場するのが、貧困削減戦略(PRSP)である。そのねらいは、

過去のもっぱら対外、対内収支の均衡を優先するマクロ経済政策を前面に出すのを改め、SAPを受け身で受け入れてきたアフリカ諸国の主体性を持ってもらい、SAPでないがしろにされた貧困層へのセーフティーネットをも重視することであった。

しかし、この軌道修正さえも、余りに性急にSAP受け入れ国の地域的特性を無視して、ほぼ一律画一的に実施されたSAPの見直し策としてある程度の評価すべきにもかかわらず、依然として西アフリカ経済、とりわけ持続可能な農村・農業開発戦略の観点からするとSAPの弥縫策の域を出ていないように思われる。

こうしたアフリカ地域全般、とりわけ西アフリカの4分の半世紀の開発実績の不調という認識をふまえて、1990年代初頭から国際援助の現場で繁く使われるようになった「人間の安全保障」というキーワードから、西アフリカ地域の農村・農業問題の現状と課題を探ってみるのが本稿のねらいである。

しかしながら、「人間の安全保障」という言葉は国内はもとより国際社会においても広く了解されている用語には未だならず、社会科学の分野でも明確な定義が与えられている概念ではない。そこで、本稿では、まず人間の安全保障は、ポスト冷戦期のアフリカ地域の開発問題を分析するにあたり、どのよ

うな有効な概念となり得るのかをまず明らかにし、次にかくして当面意味づけられたこの概念を中心に、西アフリカの農村・農業問題の特質を見て、最後に日本の対アフリカ農村・農業開発協力の課題を若干示唆してみたい。

アフリカ地域における人間の安全保障 概念の有効性

人間の安全保障が国際協力の業界で本格的に登場するのは国連開発計画で毎年発行する人間開発報告1994年版である⁽¹⁾。同報告では、人間の安全保障を次のように定義している。

すなわち、人間の安全保障は包括的な概念で、冷戦下の国家の安全保障に対する対抗概念とした上で、次の2点を重視することによって、この概念が規定されているとしている。

すなわち、第一に領土の偏重の安全保障よりも人間を重視し、第二に軍備による安全保障よりも「持続可能な人間開発」を重視するとしている。さらに、その概念の特徴として、次の4点を上げている。

- ①従来の南北関係を越えて提起される世界共通性
- ②国境でくい止めることのできない危険を生む相互依存性
- ③諸問題を生じる前に対処しておく早期予防
- ④人権を拡充し、保障していく人間中心性

その対象としては、主として次の7分野を具体的に挙げている。

- ・経済の安全保障

- ・食糧の安全保障
- ・健康の安全保障
- ・環境の安全保障
- ・個人の安全保障
- ・地域社会と文化の安全保障
- ・政治の安全保障

もっとも、こうして分類される人間の安全保障概念はきわめて包括的で、厳密な分析概念に必ずしもなじむものではない⁽²⁾。当然ながら、なぜ人間開発や社会開発ではいけないのか、あるいは一言で人権を使えばいいのではないかという疑問も提起されるであろう。実際、国際協力の現場において対アフリカ農村・農業開発事業でも、経済、食糧、健康、環境と上記の最初の4つはいずれも従来の活動のカテゴリにはいる。換言すれば、ほとんどの農村・農業開発事業を人間の安全保障事業と区分をすることも可能で、あえて人間の安全保障案件と特記する根拠が薄い場合が多くなっている。

しかし、西アフリカの特性を踏まえた人間の安全保障アプローチからすると、以下の3つの点が国際協力の現場において今後重視すべきと思われる。

第一は、同アプローチは社会的弱者の生活向上を直接的に支援するという点である。すなわち、事業の企画、決定、実行、評価プロセスが目標となる人々にとって明確に利する（outreach）ことが外部から説得的に理解するという可視性（visibility）が前提となる。

第二は、生命の再生産という、市場での経

⁽¹⁾ この報告書を参考として途上国での国際協力活動を広く考察した資料としては、勝俣誠編著、2001、「グローバル化と人間の安全保障－行動する市民社会」、NIRAチャレンジ・ブックス、日本経済評論社を参照。

⁽²⁾ 国際政治学者、武者小路公秀は、「HS (human security) は安全保障を軍事レベルに限定する国家安全保障から、地球規模の諸問題に拡張するために、国連開発計画 (UNDP) によって提唱された論争概念 (Polemic Concept) である」と整理した。

済活動以前より根元的な側面に注目し、基礎教育や基礎保健などの主として社会開発の範疇に入る分野を優先するという点である。

第三は、政府の国民の生活現場に対する介入能力が弱体化が見られる中で、民間部門からのアクターが人間の安全保障の重要な担い手にあるという点である。これは行政面の介入活動とは全く別の形態で活動することではなく、行政の介入が不十分なし欠如している分野において、ある時は行政との協力のもとで、またあるときは独自に活動することもあるという意味である。いずれにせよ、国民によって選ばれた政府は国民の生活と保護に一義的責任を負うという原則そのものを問い直すことではない。

以上の点を踏まえると、農村女性向けマイクロ・クレジットの普及・促進、参加型持続可能な農村開発、公的就学コースからもれる子供たちを対象とする村落レベルのコミュニティースクールの基礎など、多岐にわたる活動を挙げることができる。しかし、本稿では西アフリカの農村・農業開発で余り言及されることがないが、今後、人間の安全保障の視点から避けて通れない課題として、社会的弱者への土地の確保と遺伝子組み替え作物の導入問題の2点を短いながら指摘しておきたい。

西アフリカの農村・農業開発における人間の安全保障アプローチによる課題

1. 農地の持続的確保

永いこと西アフリカの農村部では土地に対する人口圧が弱いため、農地利用をめぐる地域内の対立は深刻な社会・政治・経済問題とならなかった。しかし人口増加により、農地に対する需要が高まるに連れて、もっぱら人手に

よって規定されてきた農業生産が農地の確保に大きく依存するようになってきている⁽³⁾。

土地の利用形態は共同体保有と私的保有に大別されるにしても、共同体の構成がリネージなどの血縁集団であったり、村落などの地縁集団であったりし、また私有といっても大農園主もいれば、分益小作制度による地主もいて、実に多様である。したがって、一律に特徴づけることはできないが、人間の安全保障の観点からすると、以下の点が最近の一般的動向として指摘できよう。

まず第一は、共同体土地保有制度において、土地利用ないし管理単位の細分化が進行していることである。リネージの規模も小さくなり、各世帯が実質的な土地保有単位となり、共同体としての村落の統制が弱体化している現象がしばしば見いだされ、たとえ共同作業地であっても、実際には各個人に区画を割り当てられて、利用する場合も見受けられる。

もう一つの傾向として、都市が拡大することによって、都市周辺の村落保有地に住宅やその他の商業活動がくい込み、しばしば区画をめぐる土地紛争が起きやすくなっていることである。また海岸のリゾート地では、観光業者が漁村の保有する土地の利用をめぐるやはり係争関係にはいることであり、さらには、土地利用の希少化に伴い伝統的な牧畜民と定着農耕民との間の水や土地についての争いが多発していることもある。

これらいずれのケースでも土地をベースとして生計をたてる人々の中で、もっともマイナスの影響を受けやすいのは、地域内の女性

⁽³⁾ コートジボワールにおける1980年代の婦農若者の農地不足による地域紛争に関しては、勝俣誠、2005、「西アフリカの地域不安定プロセス」(海外事情)、拓殖大学海外事情研究所、2005年4月号を参照。

であったり、土地ないし貧困層である。農村・農業開発事業として女性を対象とした野菜栽培、マイクロ・クレジット普及など近年多くの試みがなされているが、共同体内部においてしばしば無視されてきた女性への土地配分と利用が明確に確保されない限り、土地改善などの中・長期投資に踏み出すことにためらいが生じかねない。今後、社会的弱者、とりわけ女性および女性グループへの安定した土地確保の枠組みを形成・促進していくことが不可欠であろう。

2. 人間の安全保障から見た遺伝子組み替え (GM) 作物導入

GM 作物とは、大豆、トウモロコシ、菜種、綿などの作物に他の食物の遺伝子を組み込むことによって、雑草をなくす除草剤や害虫に対する耐性を強めることがねらいで、その対策で草取りなどの手間暇が節約でき、コスト減につながるとされる。

今日、GM 作物を商業目的で作付けしているのは、アフリカでは、南アフリカのみである。同国では、モンサント社の攻勢で、同国の綿花の7割、大豆生産の4分の1、メイズの15%がGM化されている。

他方、実験目的では、ブルキナファソがモンサント・グループとともにGM綿の実証栽培を本格的にしている。GM綿が選ばれたのは、西アフリカ最貧国一帯では、綿花輸出が国全体のきわめて重要な輸出収入源となっているからである。しかし、アフリカ側は米国企業のGM作物導入促進のための援助攻勢とそれに疑念を表明する欧州や国内の市民団体の抗議活動の板挟みにあっている。

2006年1月末、綿花輸出収入に大きく頼る最貧国マリの首都バマコで開かれたアフリカの

世界社会フォーラム (WSF) では、GM作物はアフリカの貧困脱出の手段となるのか、それとも逆にアフリカにとっての新たな外部従属強化要因になるのかというテーマが取り組まれた。

そこでは、新聞報道によれば⁽⁴⁾、GM作物の実験を受け入れたブルキナファソとそれを当面拒否しているマリのそれぞれの農民ないし生産者団体に立場の相違が見られた。

2008年の商業化を目指したブルキナファソの生産者同盟は、米欧による綿花補助金を許している世界貿易機関 (WTO) の現状を非難する一方、生存ラインぎりぎりの農業から農薬のいらぬGM作物による近代農業に移行することは当然であり、そのためのアメリカからの資金援助を拒否する理由はないとした。

これに対し、マリの生産者団体では、種子に農民が毎年払うことはかつてなかったこと⁽⁵⁾で、すでに国際相場が低迷したため、低収入に苦しむ農家にとって種子購入は負担になるとして反対した。さらに同国団体は、綿実食用油として日常的に消費する上でも健康上の危険があるとした。要するに、マリの基本的立場は、小農が生き残り、自国の食料主権を維持するために、アグロビジネスの大企業主

⁽⁴⁾ フランス, Le Monde 紙, 2006年2月15日付け。

⁽⁵⁾ 日本では、市民団体の(特活)アフリカ日本協議会で、食料安全保障研究会を数年前から開始し、アフリカにおけるGM作物・食品に関するセミナーなども実施している。

同協議会のアドレスは <http://www.ajf.gr.jp>、
tel: 03-3834-6902。

また、市民団体アフリカと日本の開発のための対話プロジェクト(DADA)は、ジンバブエで、GM作物導入に頼らないための種保存庫建設を支援している。

fax: 042-484-9810

URL: <http://homepage3.nifty.com./DADA/>

導の GM 作物の導入を拒否し、実験を可能にする法の整備にもきわめて慎重になっている点である。

確かに GM 作物導入問題は安全性についての科学的根拠をめぐる明確な決着は付いていないが、西アフリカの持続可能な中長期的農村・農業開発の展望の中で、これを位置づけていくことが必要であろう⁽⁶⁾。ましてや消費者の動向を無視して、「供給サイドだけの都合でメリットを語れない」ことである⁽⁷⁾。その課題において、GM 作物導入こそが新たな展望を開くとは、過去半世紀の同地域の農業発展の様々な政治、経済、社会的制約条件からすると、奇跡の解決とは思えない。むしろ、生命の再生産という人間の安全保障の根幹に関わる側面に関し、バイオテクノロジーの先進国である欧米日においてコンセンサスが生まれていない以上、これらの技術を受け身でしか受容できない最貧国の集中する西アフリカに、安易に促進することには道義的問題を生むであろう。ましてや、バイオテクノロジーの実験・実証を法規制と世論が未だ未発達これらの諸国で国際協力のもとで実施しているのではないかという疑念を避けなければならない。持続的農村・農業開発には、有機物投入と組み合わせた低肥料投入、農業基礎インフラ整備、木綿輸出などに対する先進国の補助金の廃止など多面的取り組みの中で実現していくのが現実的であろう。

⁽⁶⁾ アジアについては、梶木信幸, 2004, 「アジア諸国における遺伝子組み換え農作物の環境評価体制の確立」, 国際農林業協力・交流協会, 農林業協力専門家通信 25(4)を参照した。

⁽⁷⁾ 江藤隆司, 2002, 「“トウモロコシ”から読む世界経済」, 光文社新書, 194 ページ

農村・農業開発における主体形成： ケニアの GBM の事例と西アフリカ

人間の安全保障が国際協力の現場で使われだして 10 年以上が経ち、なかでもやや明確になってきた側面の一つに、人間の安全保障の実現には、農村部の人々が自らの問題に気づき、それに取り組むための力をつけるというエンパワーメント(能力強化)の重視であろう⁽⁸⁾。

この視点から西アフリカの現状においてきわめて示唆に富んでいると考えられるケニアのグリーン・ベルト運動(GBM)の特徴を最後に紹介しておきたい。GBM は持続可能な開発および民主主義、平和への貢献により、2004 年度ノーベル平和賞を授与されたワンガリー・マータイ氏が 30 年近く手がけてきた環境と農村女性の役割を重視した農村開発活動で、今日の西アフリカ農村・農業開発の主体形成ないしエンパワーメントにもきわめて有効な特性を備えていると思われるので、以下 3 点にまとめてみた⁽⁹⁾。

1. 地域性

地域環境の悪化を樹木という誰でも日々の生活で認知可能な具体的存在から把握しようとした点である。

農村人口が大半を占めているケニアのような国では、自然環境の悪化は、土壌悪化、栄養不足、水不足、マキ不足と住民の生活・生

⁽⁸⁾ 人間の安全保障委員会報告書, 2003, 「安全保障の今日的課題」, 朝日新聞社, 第1章

⁽⁹⁾ ワンガリー・マータイ, 2005, 「モッタイナイで地球は緑になる」, 福岡伸一訳, 木楽舎。URL: <http://www.gbmna.org/> を参照。なお、この紹介の初出は、「アフリカ」2005年Vol.45 8月-9月号, 勝俣誠, 「ノーベル平和賞のマータイさんの本が教える8つの点」, アフリカ協会であり、この項は同記事を加筆・修正した。

産活動そのものの悪化に結びつき、貧困の要因の一つとなり易い。GBM はなかでも森林の減少に注目し、地域の人々とともに環境に対する意識を高めようと、植林という具体的行動と住民の生活向上を結びつける活動を展開している。表1は、GBM の実施手順を10の段階にまとめたものであるが、きめ細く植林参加プロセスが決められている。しかも、地

元の樹種・作物に注目する点は、独立期以降のアフリカの農村社会を歴史的な文脈に位置づける時、極めて重要な視点である。

植民地支配とは単に経済的に宗主国に従属させられることだけでなく、自国のものは価値がなく、舶来品は価値があるという文化的従属を植えつける。英国によって植民地化されたケニアもその例に漏れず、ともすると欧

表1 GBM の実施手順

| |
|---|
| 1. フィールド・ファシリテーターと GBM オフィス・スタッフが GBM の目標と価値に基づいた植林の重要性についてのセミナーを開催する。同セミナーには植林に関心のあるすべての個人を対象に開かれるが、セミナー後はグループを形成して GBM に登録する。個人の登録はない。 |
| 2. GBM フィールド・ファシリテーターの支援のもとで、通常、女性交流グループ、教会グループ、農民および学校などを単位にグループが形成される。 |
| 3. グループがフィールド・ファシリテーターとグリーンボランティアの支援で、GBM メンバーとして登録（無料）する。これによってグループと GBM スタッフとのコミュニケーションとフォローアップが正式に開始される。 |
| 4. 登録終了後、グループは苗畑と播種準備の支援を受ける。グループメンバーは森から種子（在来原生種、果実および外来種樹木）を収集し、苗畑に移植する。GBM はグループ開始時に若干のイニシアル種子を供与する。 |
| 5. 樹木の成長後、配布前にあらかじめ個人容器かプラスチックバックに移植される。グリーンボランティアはグループ本部への月刊報告の作成と提出を支援する。同報告は苗畑の状態、配布できる樹木数および苗畑の抱えるすべての問題点に関する情報を含む。 |
| 6. 苗木の配布準備の完了時に、グループは自分たちのコミュニティに苗木の準備を告知し、関心のある人々に穴を掘るよう呼びかける。グリーンボランティアもこの活動を支援する。植林する同意のない人々には苗木は配布されない。この段階で、すべての木は実際に植えられたか確認のフォローアップがなされる。 |
| 7. グループ・メンバーは、穴が適切に掘られたかチェックする（幅、長さ2フィート：苗木を植える前に、植林する土が肥沃でない場合は堆肥を投入する）。 |
| 8. 穴の確認後は苗木が配布され、配布の苗木レポートが毎月本部に送られる。苗木は適切な穴に掘られた場合のみ配られる。苗木に対する部分支払い、苗木育成に費やされた女性の投入に対するお返しとしてのささやかなインセンティブとなる。 |
| 9. グリーン・メンバーは1ヶ月で苗木の活着の最初の点検を行い、その報告が本部に送られる。植樹の状態と同時に適切に手入れがされているかどうか点検対象となる。 |
| 10. 同じ苗木の第2回目の点検が3ヶ月後に行われる。その報告が本部に送られる。報告がモニター側で受理されると、GBM はグループから苗木を買い取る。それによってグループは2回目のフォローアップ時に活着した木の数に対する小額の補償を得る。これらの木の活着率は最初の3ヶ月を越えれば著しく高まる。 |

出所：The Green Belt Movement, 30 years of Community Empowerment and Environmental Conservation, 2004、筆者が意識した。

米からの外国品信仰に陥りやすいのだが、GBMの活動では、地元の樹種やマメ類、イモ類、雑穀、ゴマなど伝統的作物に注目し、多様かつ外国に頼らない自家採種を広めていく。西アフリカでも、気候上作付け出来ない輸入小麦パンやアジア産の輸入米のみに頼る都会型食生活の歪みに気づき、国産穀物を政策として奨励し出すのに独立後数十年かかったことを考えると、極めて適切な選択と思われる。逆に独立の多くのアフリカ諸国は、この選択の重要性に気づかず、専ら欧米のモデルの移入に腐心し、先ず自国ないし地元の資源を活用するという地道で着実な地域開発戦略を実行できなかったのである。この背後には、1980年代以来、世界銀行を中心に債務返済金の捻出のために、手取り早い一次産品輸出をやみくもに促進した責任もあろう。

2. 社会性

ある事業がそれにたずさわるスタッフの当事者意識にどれだけ支えられ、各スタッフの意欲を知恵を引き出させることが出来るかは、人々の関係性ないし社会性をどう築き上げるかに大きく依存する。この点から、農村社会における競争原理よりも平等原理を重視したGBMは、3つの点から興味深い。

第1は、農村女性と専門家との間にミゾをつくらないという哲学である⁽¹⁰⁾。

総じて援助活動は援助する人とされる人の間に主従関係が成立しやすい。高等教育を受け、知識を豊富に持っている人は、持ってい

ない人に対して専門用語を使い、その意味が分からない多くの農村女性にとって、威圧的に映ることがある。マータイ氏は、木の育苗のセミナーなどの場で、政府の森林官による専門用語中心の訓練に限界を感じ、女性たちに伝統的な技術と知恵を活かす森林管理方法に着目する。彼女たちは、自分たちのコトバでプロの森林官の認めるほどの植林活動に成功し、大いに自信をつけていく。マータイ氏、彼女たちのことを「免状を持たない森林官」と呼び、彼女たちの潜在的能力を引き出すのに成功した。

総じて、外からないし上から持ち込まれた技術は失敗すると、技術の受け手側の怠けとか知識不足のせいにしてしがちであるが、そもそも伝授しようとして技術が、対象となる人々にとってわかりにくかったり、使い勝手が良いとかということに気づかないものである。その点から、まずは当事者の目線からはいえるアプローチは西アフリカ地域でも有効でないだろうか。

第2は、すでに言及した社会的脆弱層にもっとも注目している点である。

森林造成のような生産活動には、健常者しか参加できない場合が多いが、マータイさんは、同じ社会の一員である障害者にも役割を用意することを忘れない。森林活動を監督する委員会を手助けする地域メンバーとして、障害者を1人選んでもらうよう呼びかけている(P188)のは、社会的脆弱性の高い人々に注目する人間の安全保障のアプローチと一致している。さらに、起業の地域社会性に注目すれば、単に業務の取引先や利用者に対してでなく、地域社会内の弱者に対して、その参加と自らの活動に取り込み、社会的公正を重視していく「起業の社会的責任」(CSR)と通

⁽¹⁰⁾ ケニアにおいて、こうした哲学に基づいて社会林業を普及しようとする試みとして、国際協力機構(JICA)によるファーマーフィールドスクールの手法の応用がある。小川慎司, 2006, 「ファーマーフィールドスクール手法の社会林業普及への導入ーケニアでの新たな取り組みー」, 熱帯林業, No.65

じるところがある。

第3は、分かち合う喜びを学ぶプロセスを重視していることである。人一倍努力して勝ち抜く喜びは、個人に帰するが、それだけでは、地域おこしのような参加型開発は機能しない。皆を巻き込み、使命と成果を共に分かち合っていく喜びを大切にすることである。そのためには、リーダー層が草の根レベルの人々から信頼され、同じ使命感とボランティア精神を共有しないと長続きしないとしている (P169)。筆者は、西アフリカで、農村リーダーが設立時の精神を忘れ、私利に走った結果、いつの間にか草の根レベルからの信頼を失い立ち消えていった例を幾つか知っている。

3. 市民性

現代アフリカ政治において、アフリカ社会に欧米日で一般に了解されている「市民社会」が存在しているかどうかは今だ多くの論議を呼ぶところだが、少なくとも2つの観点からGBMには人々が自らの判断で公的なものを追求しようとする市民性の萌芽が見出される。

第1は、政府の支援をはじめからあてにしないで、事業を開始していることである。多くのアフリカ諸国は経済的苦境から公共サービスが国民に十分に提供できない。マータイ氏にとって、ケニアでも財政難にある政府を先ずあてにすることは日々何もしないことと同じ事を意味する。まず、自分たちの出来ることから、自分たちの持っているもので手がけてみるという民による自立の発想ないし起業は、地域おこしの原点である。

第2に、政治に使われるのではなく、権利としての政治への参加を行使し、「公」を構築しようとしている点である。政府をあてに

しないことは政府なくして持続的に活動を拡大できると信じこむことを意味してはならない。環境保全、基礎保健医療サービスなど、前述のごとく、本来、国家が税制によって国民に確保すべきものである。それが当面十分に出来ない国家を少しでも出来るように働きかけることも重要である。

むすびにかえて

以上、西アフリカの農村・農業問題を人間の安全保障概念から考察するとどのような問題が重要であるかを指摘してみた。中・長期的持続可能な開発の展望を念頭におくと、本稿で取り上げた土地利用、GM作物、エンパワメントといずれも地域の政治・経済・社会的、生態学的特性をしっかりと把握できる事前調査がきわめて重要である。この点に関し、西アフリカ諸国の独立後半世紀の農村・農業開発行政と国際協力が構想、実施してきた様々な活動が、どんな教訓を生んできたのかをポスト構造調整期にはいった今日立ち止まって考察する時期にきていると思われる。そして、この機会を利用して、援助行政での単なる貧困対策にとどまらず西アフリカのみならずアフリカの中・長期的持続可能な開発において、農村と農業がどのような積極的役割を果たせるのかと改めて戦略的に問うことの重要性も最後に強調しておきたい。

(明治学院大学 国際学部 教授)

森林と人間の安全保障

三 島 征 一

はじめに

本項の表題である「人間の安全保障」(Human Security)という用語は、最近の10年間に普及した外交・国際政治・国際援助関係用語・概念である。日本国内の森林・林業関係者が、保安林に関することや砂防・治山事業に関する事等について「人間(日本人)の安全保障のために、日本の森林を管理する必要がある。」などと言うことは希である。

人間は、古くから野生動植物を食糧・生薬・衣料用原料として、また、樹木は住宅建設資材・燃料材、及び、日陰・防風・樹木の香り・花など生活環境改善に用いてきた。とりわけ、発展途上国の多くの人々は、身近な森林資源を今も日々の生活に利用している。

先進国の人々は、森林を木材資源、暴風雨・地震・火災から家屋・生活環境を守る防災施設、人間・農業・漁業生物にも栄養分に富んだきれいな水を安定的に供給する水源涵養林、人家や道路など公共施設を土砂被害等から守る土砂崩壊防止等防災林、地球温暖化防止のために炭酸ガスを吸収固定し、利用もできる再生可能な資源等として認識し、利用している。

日本の国民、政治家、林業・林産業界、行政官ともに、上記のように森林を認識・理解しているため、改めてこの国際政治用語「人

間の安全保障」を持ち出す必要がないわけである。

他方、国際政治・国際協力関係者の間では、「人間の安全保障」という概念は、国際協力を担う主要概念のひとつになってきた。

この概念が整理される中で、「人間の安全保障」という用語の定義は、抽象化され、森林・環境との関係が、見えづらくなっている。このような背景のもとに、以下に森林・環境分野の国際協力と「人間の安全保障」の関係を述べる。

1. 用語「人間の安全保障」について

外務省発行のパンフレット「人間の安全保障基金」(2006年3月)によれば、「国際社会において、「人間の安全保障」という概念をはじめて公に取り上げたのは、国連開発計画(UNDP)の1994年版人間開発報告書であり、この中では人間の安全保障を、飢餓・疾病・抑圧等の恒常的な脅威からの安全の確保と、日常生活から突然断絶されることからの保護の2点を含む包括的な概念であるとし、21世紀を目前に開発を進めるにあたり、個々人の生命と尊厳を重視する視点を提示している。」としている。

上記の1994年版UNDP報告書では、「人間の安全保障」を脅かす数多い項目の大部分は、下記の7つの主要なカテゴリーに分類される

としている。この UNDP の整理したカテゴリーは、具体的で分かりやすい。

1. 経済の安全保障（貧困からの自由）
2. 食糧の安全保障（食糧へのアクセス）
3. 健康の安全保障
（医療へのアクセスと疾病からの防護）
4. 環境の安全保障
（環境汚染及び環境の劣化/減少）
5. 個人の安全保障
（拷問、犯罪、戦争、家庭内暴力、麻薬の使用及び交通事故等からの身体の安全）
6. 地域社会と文化の安全保障
（伝統文化の維持と少数民族の生存と安全）
7. 政治の安全保障
（市民的・政治的権利の享受）

また、同報告では、「安全保障」(security) という概念に関し、国家間の境界紛争を武力的に解決するための概念として、長く用いられてきてきたが、現在の世界の大部分の人々の感じる不安全状態 (insecurity) は、世界的な破局的事件よりは、日常的な仕事、収入、健康、環境、及び、犯罪に対する「安全保障」(security) に移ってきていると述べている。

その後、2000 年の国連ミレニアム・サミットにおける日本政府のイニシアティブにより 2001 年に創設された人間の安全保障委員会は国際協力機構 (JICA) 理事長でもある緒方貞子女史が共同議長となり、2003 年 5 月 1 日に「安全保障の今日的課題」と題する最終報告書を国連事務総長に提出した。同報告書では、人間の安全保障を「人間の生にとってかけがえのない中枢部分を守り、すべての人の自由と可能性を実現すること」と定義し、人々の生存・生活・尊厳を確保するため、人々の「保護 (プロテクション) と能力強化 (エンパワーメント)」のための戦略の必要性が訴え

られ、「暴力を伴う紛争下にある人々を保護する」等の 10 項目の提言をしている。

2. 日本政府による「人間の安全保障」の推進

日本政府は、この新しい概念である「人間の安全保障」を 2003 年 8 月に閣議決定された新しい政府開発援助大綱 (新 ODA 大綱) に反映させ、国連の「人間の安全保障基金」への資金の拠出や JICA 等により、次のように推進している。

1) ODA 大綱の改定

「人間の安全保障」に関しては 2003 年新 ODA 大綱では、「2. 基本方針 (2) 「人間の安全保障」の視点」の項で「紛争・災害や感染症など、人間に対する直接的な脅威に対処するためには、グローバルな視点や地域・国レベルの視点とともに、個々の人間に着目した「人間の安全保障」の視点で考えることが重要である。」と述べ、わが国 ODA における 5 つの基本方針の一つとして位置づけている。

2) 国連人間の安全保障基金への拠出など

日本は、1999 年に国連に設置された人間の安全保障基金に対して、2006 年 3 月までに約 315 億円を拠出している。さらに、これまでの草の根無償資金協力に人間の安全保障の考え方をより強く反映させた、草の根・人間の安全保障無償資金協力として 140 億円を 2005 年度に計上している。国連に設置された基金は、関係国連機関をつうじて発展途上国のプロジェクト実施に利用されているが、その具体的な用途は、2006 年 2 月までに実施承認された 105 の案件のカテゴリ区分を見ると、発展途上国の貧困、災害、健康、麻薬、紛争、犯罪、難民、環境対策である。

3) JICA 改革プラン

また、JICA は2004年3月に「JICA 改革プラン」を発表し、JICA 改革の柱として「現場主義」とともに「人間の安全保障」の概念の導入を揚げ、「人々を中心に据え、人々に確実に届く援助」など7つの視点を示している。

3. 人間の安全保障と森林分野の関係

1) 新 ODA 大綱と森林分野

上記の「人間の安全保障」方針の下で、森林分野が取り組むべき課題は、新 ODA 大綱の3. 重点課題の4項目の中の(1)貧困削減、(2)持続的成長、(3)地球規模の環境問題、(4)平和の構築のいずれにも位置づけられる。

以下に、新 ODA 大綱の重点課題の説明を簡略化して示す。

(1) 貧困削減

教育や保健医療・福祉、水と衛生、農業などの分野における協力を重視し、開発途上国の人間開発、社会開発を支援する。

(2) 持続的成長

経済活動上重要となる経済社会基盤の整備とともに、政策立案、制度整備や人づくりへの協力、我が国の ODA と貿易や投資が有機的連関を保ちつつ実施され、総体として開発途上国の発展を促進するよう努める。

(3) 地球規模の環境問題

地球温暖化をはじめとする環境問題、感染症、人口、食料、エネルギー、災害、テロ、麻薬、国際組織犯罪といった地球規模の問題に取り組む

(4) 平和の構築

開発途上地域における紛争の様々な要因に包括的に対処する取組の一環として、上記のような貧困削減や格差の是正のための ODA を実施し、さらに、緊急人道支援とともに、

紛争終結後の平和の定着や国づくりのための支援までを継ぎ目なく機動的に行う。

以上の具体的重点課題のうち、「紛争・災害や感染症など、人間に対する直接的な脅威」であって、「グローバルな視点や地域・国レベルの視点とともに、個々の人間に着目した「人間の安全保障」の視点で考えるべき内容が森林分野にあれば、それが、森林分野の「人間の安全保障」の視点で取り組むべき課題として位置づけられることになる。

森林分野の国際協力の対象範囲は、地球温暖化ガスの排出・吸収や砂漠化防止という超広域的課題から、中・小面積規模の生物多様性、世界自然遺産、土石流・津波・山火事等災害、飢饉・難民、水資源・土地資源、木材資源・非木質資源等課題、さらには、アフリカ農民の庭先の10m²の面積に植える3本のマンゴーの改良品種接ぎ木苗(栄養改善、販売)、1本の薬用樹ニーム(マラリア対策)や改良カマド(女性・子供の薪運び労働軽減・燃料代節約)の普及という生活改善・貧困対策というミクロな課題までを含んでいる。

また、対処すべき課題として認識されるまでに必要な時間の長さは、インド・中国のような広域的な森林の減少と薪炭材の絶対的欠乏については100年単位、半乾燥地・乾燥地の森林の裸地化・砂漠化現象については、数年～数十年単位、難民・飢饉・津波・土石流などの突発的現象については数時間から数ヶ月単位である。

上記の諸現象は、単純化して言えば、気がつかないほどの速度で徐々に進行する森林の減少・劣化(欠乏)と社会の変化の一断面として観察される。以下では、「人間の安全保障」と森林の関係を説明するためにいくつかの例と日本の対応可能性等を示す。

例 1. 目の前に突然現れる大規模な自然災害である地震と津波と森林

2004年のスマトラ沖地震による津波は、インドネシア、タイ、スリランカの沿岸に被害を及ぼし数十万人の死者・行方不明者を出したが、海岸林のある地域では人命・財産被害が少なかった。タイでは、海岸林がほとんどないプケット島などに被害が集中した。一方、インド、バングラデシュ、モルジブなどのマングローブ林等海岸林がよく保存されている地区の被害はほとんどなかった。

なお、津波被害の復興支援にあたり緊急時の食糧供給担当の国連世界食糧計画（World Food Programme：WFP）は、森林に言及して次のように述べている。「災害からの復興に当たっては、サンゴ礁やマングローブ、湿地、森林など、津波の衝撃を和らげる沿岸生態系を回復することもまた重要である。住宅と仕事を緊急に建設するために地域の森林を伐採する必要があることを WFP は認識しているが、長期的な再建のための木材は責任ある管理がなされている森林から調達されるよう強く主張する。見境のない伐採は、将来、山崩れや洪水など別の災害を引き起こすことになる。」と。

マングローブ林の取り扱いに関しては、日本には NGO としての国際マングローブ生態系協会(ISME)本部が沖縄にある他、NGO によるマングローブ植林だけでなく、大学研究者によるマングローブ研究があるほか、JICA は珊瑚礁タイプのエビ養殖池跡地にマングローブ林を再生する技術開発を実施してきたので災害復興に当たっては相当程度の回復困難地でも対応可能な技術を有している。この技術は、災害復興にあたり、資金があり、かつ、土地に対する既得権が整理でき、実効性のある土地利

用計画が作成できる場合に実施可能である。



エビ養殖池跡地へのマングローブ林の回復
(インドネシア・バリ島 JICA「マングローブ林
資源保全開発現地実証調査」植栽後12年)

例 2. 数十年～数百年単位で変化が見える森林の砂漠化現象

例 2-1 砂漠化した中国の半乾燥地・乾燥地

中国では半乾燥地、乾燥地の森林地帯の開発が進み、砂丘地が拡大した。中国西北部では、場所にもよるが冬から春の北西風により砂丘が南東部に3～7m前進すると言われていいる。中国の数千 km の沙漠前線が南東部に進行すれば、毎年数千 ha の土地が砂に埋没することになる。



翌年春までに流動砂丘に埋まる農地と家屋
(中国新疆ウイグル自治区和田県郊外)

このことは、国レベルでは、数千 ha の農牧生産地・生産量・生産金額の減少を意味する

が、砂丘を目前にして生活している農牧民にとっては、来年春には住宅と生産農地の一部を失う「今、そこにある危機」であり、「人間の安全保障」の対象となる直接的脅威である。

中国政府は、砂漠化地域の復旧に努めている。日本は、特に中国との国交回復以降、多くの NGO が中国の沙漠緑化に参加し、日本政府も林野庁が 1987 年以降技術開発を実施し、2000 年からは外務省が無償資金協力によりモデル保全林の造成を進め、また 2000 年には日中緑化友好基金を設立して NGO の中国での緑化活動を支援している。



飛沙防備モデル保全林(元流動砂丘地;植林2年後)
(中国黄河中流域保全林造成計画;無償資金協力)

例 2-2 アフリカの乾燥地・半乾燥地と難民キャンプ(ケニア・ツルカナ県カクマ難民キャンプ)

アフリカの人口爆発は、半乾燥地では森林の農地への転用・薪炭材不足をもたらし、乾燥地においては過放牧等による森林の裸地化・疎林化(劣化)が進行している。

乾燥地が国土の大部分を占めるケニアでは、100 年前には 200 万人であった人口が急増し、現在は、約 3300 万人になっている。人口の増加とともに、農地は、ケニア山周辺や西部の湿潤地帯から半乾燥地に拡大し、森林は減少している。また、遊牧地帯(乾燥地)におい

ても人口が増加し、森林は危機にさらされている。以下に、森林と人間、及び、「人間の安全保障」の関係が分かりやすく観察できる事例としてカクマ難民キャンプと周辺森林の関係を述べる。

ケニア北部ツルカナ県の年降雨量は 200~400mm、平均気温は 25~35℃の乾燥地である。同県のカクマ難民キャンプは、主としてスーダン内戦による難民を受け入れている。

同地には、雨期にのみ流水がある河川沿いに高木が狭い帯状に生育し、その他の場所は樹高 2-3m の矮性灌木が散生する形の森林で覆われている。森林の平均蓄積は、一見した範囲では、5m³/ha 程度である。住民は、山羊、牛、ラクダ、ロバとともに生活しているツルカナ族で、90%は自給自足の生活をしている。ツルカナの森林は、河岸林の高木はもとより、根元から叢生している矮性の樹木も完全には伐採せず、その一部を利用するにとどめて、再生を図ると言う部族内の厳しい掟によって守られてきた。



森林カクマ難民キャンプから東へ約 50km の森林
(比較的薪採取をされていない樹高 3m ほどの灌木林)

同キャンプは、ツルカナ県カクマ郡に約 10 年前に開設された。カクマ郡の面積は、56 万 ha、郡内の地元住民の人口は、10 万人である。

キャンプ面積は、約 1500ha で約 9 万人の難民が 2 割程度の居住区画に生活している。キャンプ運営は、国連難民高等弁務官事務所（United Nations High Commissioner for Refugees : UNHCR）が、ケニア政府と連携し、WFP 等の国連機関、国際 NGO やドイツ技術協力公社（GTZ）等援助機関による個別分野の協力を統括している。

森林分野（環境分野）は、ドイツの援助機関である GTZ が実行を担当しており、その活動内容は(1)炊事用の薪の購入と配給、(2)燃料節約のための改良カマドの原料調達・作成指導とソーラークッカーの配給、(3)裸地化した森林への植林等植生回復、(4)キャンプ内でのミニ菜園作り指導である。活動の地域的範囲は、難民（キャンプサイト内）、及び、地元住民（キャンプから半径 25km 圏内）の両方を含む。

キャンプエリアの 1500ha の森林は、キャンプ開設当初に建設資材として利用され、現在は、河岸林を除き裸地になっている。



カクマ難民キャンプ周辺の裸地
(キャンプエリア1500haもかつては森林に覆われていた)

また、周辺部のツルカナの森林は広範に裸地化・劣化しつつあるが、これには、難民の炊事用薪供給のための森林伐採が寄与している。



カクマ難民キャンプから東へ約50kmの薪採取森林
(根元から伐採され、裸地化しつつある劣化した森林)

難民は WFP に配給されるトウモロコシの粉を鍋で煮たもの（ウガリ）を主食にして命をつないでいる。この炊事用燃料は薪であり、難民の必要量の 2 割の薪は UNHCR 予算で購入配布され、森林に被害を与えないように枯れ枝のみが収集され配給される。残りの 8 割の薪は UNHCR の予算不足のために、難民が自費で購入する。自費購入薪は、生木を伐採して生産される。薪の採集・生産はツルカナ族が実施し、収集範囲は半径 100km 以上の遠隔地に及ぶ。

森林の裸地化・劣化は、同地が乾燥地で樹木の生長が遅く、木材需要量と森林の木材資源としての成長・回復量のバランスが崩れ始めているために発生している。裸地・劣化森林の増加にともない、森林は今後とも加速度的に減少していくので、ツルカナ族の生活基盤である森林・草地在失われ、現在でも散発的に発生している飢饉が、さらに多発することになる。

このように今後 10～15 年以内に顕在化すると予見できる森林の減少によってもたらされる結果は、流動砂丘による人家、農地の埋没よりは、発生までのタイムスパンは長いが、

「人間の安全保障」の対象となる脅威である。UNHCR は、その環境ガイドラインによって、難民キャンプ開設に当たっては、環境に配慮した計画を作成し、キャンプの運営に当たっては、その周辺の環境も含めて保全し、キャンプ撤収に当たっては原状回復することとしている。

ただし、そのための予算は、住宅、食糧、医療等に優先配分され、森林・環境分野に十分に配分されないという現実がある。GTZ は、現在までにキャンプ周辺の裸地を森林に復元するために、現在までの6年に91haの植林を実施した。1500haのキャンプサイトの裸地のごく一部が緑化されたが、今後、周辺森林の回復が速度を上げて実施される見込みはない。

環境対策が十分に実施されないことにより、難民は生きて母国に帰還できるが、地元住民にとっては、じわりと進行する森林減少により飢饉被災確率が高まっているのである。

なお、難民キャンプ周辺森林の減少・劣化の主要原因は、地域住民人口の増加に伴う木材需要の増加ではあるが、地域の木材需給バランスが崩れている中で、難民キャンプの追加的な木材需要は森林の減少を加速していると理解すべきである。

現状より生産性の高い森林（木材資源・草地資源）を造成・管理することは技術的には可能であり、木材難民キャンプ用の燃料林兼環境保全林を造成すること、及び、周辺のツルカナ森林の生産力を維持・回復することが、同地住民の「人間の安全保障」のために必要になっている。

なお、カクマ難民キャンプの環境管理を担当している GTZ は、2006 年末には環境管理にかかる支援を停止すると言われている。

ケニアの半乾燥地における森林造成に関し

て、日本は、1980年代からケニア林業研究所(Kenya Forestry Research Institute: KEFRI)と、また、1997年からは森林局(FD)とも技術協力を続けてきた。カクマ難民キャンプでGTZが実施している内容は、いずれも経験済みのものであり、自然的社会的条件の違いに適応させるための技術の改良は必要であるが、対応可能であり、走りながら技術の改良を進める方式をとるならば、すぐにでも対応可能である。

(社)海外林業コンサルタント協会(JOFCA)は、林野庁の補助を得て、平成18年度からKEFRIと協力して、カクマ難民キャンプ周辺の森林保全の取り組みを始めた。

なお、ツルカナ地方を含むケニアの乾燥地は、外務省によれば「渡航の是非を含め自らの安全につき真剣に検討」すべき地域となっているので、十分な安全対策が必要となる。

終わりに

人間の安全保障に関し、いくつかの事例を見たが、森林の減少・劣化は、「人間に対する直接的な脅威」ではあるが、観測期間が長くなければ森林との因果関係が見えないため、想像力がなければ緊急性のある脅威として実感しづらい分野である。

しかしながら、現地の難民関係者の言葉を借りれば、「環境の劣化に対して手当をするのが遅れば遅れるほど、回復に要する時間と資金が増加する」ことは間違いがないので、想像力を働かせて、バランスのとれた協力を実施していくことが重要である。

(社団法人 海外林業コンサルタント協会
技術部長)

アフガニスタン農業の復興を目指して －アフガニスタン国立農業試験場再建計画プロジェクト－

前野 休 明

はじめに

アフガニスタンは、1979年に旧ソ連軍の侵攻を受けて以来、旧ソ連・アフガニスタン政府軍と反政府ゲリラが全国で戦闘を繰り返して戦乱が続いた。1989年のソ連軍撤退後も内乱が続いたが、1996年タリバン政権による全土制圧、2001年12月タリバン政権の崩壊を受け一応の収束を見た。2001年12月のボン合意以降、2002年6月ロヤジルガ開催、2004年憲法制定と大統領選挙、2005年の総選挙を経て同国の秩序は徐々に回復しつつある。しかし20年以上にわたる戦乱により国土は荒廃し、経済は疲弊し、自立した復興は困難を極め、国際社会の支援に依存せざるを得ない状況が今なお続いている。

アフガニスタン経済の要である農業に関しても、灌漑システムをはじめ農業の生産基盤は大きく破壊され、また頻発する旱魃等もあいまって、アフガニスタンの農業、食料生産事情は極度に悪化し、食料支援、輸入に頼らざるを得ない状況にある。また、ケン栽培やillegalな貿易の根絶も困難を極めている。アフガニスタンの復興に当たって、「人間の安全保障」の観点から、治安の回復、政治の安定

化、非合法経済からの脱却など解決されなければならない多くの課題を抱えているが、中でも経済の回復は、治安回復と並んで最大の課題といえよう。

農業はアフガニスタン経済の基盤であり、その再生は単に食料の安定供給(安全保障)だけではなく、同国の健全な復興、発展にとって最も重要な鍵である。したがって、早急に農業・農村開発が進められなければならない。そのためには、破壊された生産・流通インフラの復旧、種子・肥料・農薬等の生産資材の確保、等々多くの解決すべき課題がある。さらに、農業技術の開発と普及、それを支える試験研究機関、普及組織、農民組織の再建による農業生産力の回復と増強は疲弊した農村の回復、国家経済の回復を実現する基盤となるものである。

アフガニスタン農業の課題と展望

アフガニスタンは北緯29度35分から38度40分の間、東西には東経60度31分から75度にかけて広がる内陸国である。気候は乾燥、大陸性気候に属し、南西部と南部は乾燥気候、他は半乾燥気候である。年平均降水量は300mm程度で、10月から4月にかけて降雪や降雨としてもたらされる。中央に6000-7000m級のヒンドウクシュ山脈の山岳地帯がある。耕地面積は790万haに及ぶが

そのうちの灌漑可能地は 280 万 ha に過ぎない。

アフガニスタンは地勢、気候が多様であるため、農業生産の形態が地域によって異なり、FAO はアフガニスタン 35 県を以下の 8 つの農業地帯に区分している。すなわち、

- ① 主要穀物生産地帯の北部地域（ファリアブ県、ジョージャン県、サリプル県、バルフ県、サマンガン県）
- ② 主要穀物生産地帯の北東部地域（バグララン県、クンドウース県、タハール県、バダクシャン県）
- ③ 河川やカレーズによる灌漑農業の西部地域（ヘラート県、ファラー県、バドギス県、ゴール県）
- ④ 山岳地帯の南部地域（パクティア県、パクティカ県、ホースト県、ガズニー県）
- ⑤ ヒンドウクシュ山脈の南面で、高山では天水農業、谷底では灌漑農業で果樹生産が行われている中央西部地域（バーミヤン県、ダイクンディ県、パルワン県、パンジシール県）
- ⑥ 灌漑による果樹園芸が盛んな中央部地域（カブール県、カピサ県、パルワン県、ロガール県、ワルダク県）
- ⑦ 豊富な河川の水を利用した 2 毛作、3 毛作が盛んな東部地域（ナンガルハル県、ラグマン県、クナール県、ヌーリスタン県）
- ⑧ 最乾燥地域で灌漑に頼る果樹生産が盛んな南西部地域（カンダハル県、ヘルマンド県、サブール県、ニムルーズ県、ウルズガン県）

このように、アフガニスタンの気象条件は概して降雨が少なく乾燥ないし半乾燥気候であり、地形はヒンズクシュ山脈から砂漠に至

り、変化に富んでいる。このため、山間の草地を利用した、ヤギや羊の放牧、山麓の天水農業、河川周辺部での灌漑農業、カレーズや地下水を利用した灌漑農業など農業の形態も多様である。特にブドウ、ピスタチオ、アンズ、アーモンドなどは特産品となっている。また、病害虫の種類は比較的少なく、密度も低いなどの利点があり、自然環境を生かした潜在的な生産力は高い。

アフガニスタンは農業に依存する人口が 8 割以上にも及ぶ農業国である。ソ連軍侵攻以前のアフガニスタンは穀物を自給し、レーズン、アーモンド、ピスタチオなどの果実類、畜産製品及びカーペットなどの工芸品を含む農業関連製品の主要輸出国であった。農業は今なおこの国の主要産業であり、2003 年の時点で GDP の 49% を占めている。今後、社会が安定し、各種インフラの整備など生産・流通環境が改善されれば、ムギ、トウモロコシ、コメといった主要穀物の収量の安定と高品質化が図られ、果樹や野菜を中心とした園芸作物の振興によって輸出を拡大することも可能である。その結果、農家収入の改善が図られるばかりでなく、国家経済も回復する可能性は高い。

しかしながら、20 年余にわたる戦乱によって、農地や灌漑施設も破壊され、農業基盤の整備が立ち遅れ、生産の担い手である農民や農業技術の開発や普及を担うべき研究者や技術者の多くも失われた。したがって、アフガニスタンの農業生産力を高め、復興を図るためには、優良品種、新作物の導入、土壌改良、肥料、農薬など生産資材の投入、農業機械の導入を含めた革新的な栽培技術の導入・開発等が必要であり、さらに農民組織、普及組織、研究組織の育成強化と各組織間の連携強化な

ど解決すべき多くの課題がある。

農林業生産は気象条件、地形、土壌、水などの基本的な要因に加えて、地理的、社会経済的要因によって大きく支配される。また、生産物は、生産の場である農村からマーケットを通して効率よく消費者に届けられなくてはならず、そのための流通インフラの整備が必要であり、かつ生産者により多くの所得をもたらすためには、消費者のニーズにあったものを生産しなければならない。

このように、経済再建の鍵を握る農業・農村の開発は、生産技術の向上のみでは達成出来ないが、生産力の回復はまず実現されなければならない必要条件であり、大前提である。しかしながら、技術開発の中核となるべき試験研究機関の施設や人材も壊滅に近い打撃を受けた。したがって、電気、水、灌漑施設、建物などの研究インフラの復旧・整備、試験研究に携わる人材の育成等、試験研究機関の再建が重要課題の一つとなっている。

このような背景の下、国際協力機構（JICA）の「アフガニスタン国国立農業試験場再建計画プロジェクト」（以下プロジェクトと略称する）はアフガニスタン国の農業試験研究機能の回復、強化を図る目的で2005年7月に開始され、現在、中央農業試験場の施設、備品の整備、人材育成などの活動を精力的に実施しているところである。

アフガニスタン国国立農業試験場再建計画

アフガニスタン国農業灌漑牧畜省（Ministry of Agriculture, Irrigation and Animal Husbandry : MAIAH、以下農業省と略称する）の組織には、大臣、副大臣、総局長の下に16の局が設置され、そのひとつである研究局には研究局

長が配置され、傘下の研究組織（Agricultural Research Institute of Afghanistan : (ARIA)）として、11の研究部すなわち、穀物育種、栽培、土壌、園芸、豆類・工芸作物育種、作物保護、企画・統計、農業機械、灌漑、畜産及び林業・草地部を統括している。また、中央農業試験場として、カブール市内に、ダルラマン、カルガ及びバタンバクの3試験農場と土壌試験室、温室がある。3試験農場はいずれも農業省からおよそ9kmの距離にあり、ダルラマン農場では穀類、カルガ農場では園芸作物特に野菜類そしてバタンバク農場では果樹類に関する試験が実施されている。しかし、ダルラマン農場には果樹の苗木、カルガ農場にもブドウのコレクションがあるなど、研究対象作目の分担関係は必ずしも明確ではない。また、建物、給水施設、灌漑施設は老朽化し、電気も導入されていない。土壌試験室も実験用機材はほとんど無く、実験室は農業省職員の居室として使われている状況である。温室も農業省の敷地内の壊れてしまったガラス室を含めて数棟のビニルハウスを有するに過ぎない。このように、研究施設、設備・備品、人材及び研究資金等試験研究に必要な全てのものが不足しているため各研究部の活動は著しく低下しており、国際トウモロコシ小麦改良センター（CIMMYT）や国際乾燥地農業研究センター（ICARDA）などの国際研究機関や国際援助機関の支援を受けてムギやトウモロコシなどの選抜試験や採種、野菜類の試験栽培、果樹の育苗などが細々と行われているに過ぎない。

農業省傘下で全国に配置されている地域農業試験場の数は、カブールに配置されているダルラマン、バタンバク、カルガの中央3試験農場を除くと13ある。北部地域にはバルフ

県、東北部地域にはバグラ、クンドウース、タハール、及びバダクシヤンの4県、西部地域にはヘラート及びゴールの2県、山岳南部地域にはパクティア県、中央西部地域にはバミヤン県、中央部地域はカピサ県、東部地域にはナンガルハル県、そして南西部地域にはカンダハル及びヘルマンドの2県にそれぞれ設置されている。これらのうち5ヶ所は、新設途上あるいは水不足等の理由で活動停止中である。農業機械、研究施設・機材はもとより、事務所等の管理施設すら無い所が9ヶ所と半数を超えている。いずれも極めて劣悪な研究環境であるが、8ヶ所では穀類、果樹、野菜、種子生産などの試験活動を行っており、地域の活動拠点となっている。前述のように、アフガニスタンはその生態的特性から8つの農業地帯に区分され、農業生産体系や主要な対象作物も異なっている。したがって、中央農業試験場で実施される研究成果の全てが各地域にも直接適応できるわけではない。アフガニスタン農業の再建のためには、各地域農業試験場の機能を回復し、地域のニーズにあった、地域に適応可能な技術開発を行う体制を整える必要がある。

このように、アフガニスタンの農業技術開発の中核を担うべき国立農業試験場は、中央、地方ともにその組織・機能は壊滅状態である。したがって、各試験場の再建が求められているが、本プロジェクトは当面カブールにある中央農業試験場の再建を図り、「研究局および中央農業試験場の研究・技術開発および普及事業支援の機能を強化する」ことを目標としており、さらにそのことを通じて上位目標として、「研究局・中央農業試験場が、農業生産、農村生活改善のための中核的機関としての機能を果たす」ことを期待している。

ここで、機能強化とは、

- ① 研究施設、機材、情報管理システム等研究インフラの整備
- ② 適切な研究戦略、研究計画の設定能力
- ③ 研究の遂行、成果の取りまとめ能力
- ④ 研究成果の発信、伝達能力（普及事業支援能力）

を高めることと我々は考えている。これらは、相互に密接に関連しているが、研究施設、機材等の研究インフラ整備はあくまでも手段にすぎない。したがってプロジェクトが最も重視すべきことは、これらの研究インフラを十分に活用できるように研究者の資質（研究企画能力、研究遂行能力、研究成果の伝達能力）向上を図ることであると考えている。アフガニスタンの農業技術開発及び普及業務に携わる人々が協力しあって、「農業現場のニーズを正しく把握し、適切な研究課題を設定し、効率よく研究を遂行し、その成果をニーズに応えうる技術に加工し、普及・伝達する」という一連の過程を自立して行い得るような能力の再開発を図ることである。これが技術開発、普及に携わる者に求められる「人間開発」の一つの姿であり、本プロジェクトが目指すべき方向と位置づけている。このような能力は、個々の技術研修や専門知識の学習のみによって習得できるものではなく、日常の試験研究活動の中で、常に「現場に目を向ける」姿勢を培っていくしかない。いわば on the job training の積み重ねが必要である。そのためにも、アフガニスタン側カウンターパートの主體的、積極的なプロジェクトへの参画と ownership の醸成を促すことが重要であると認識している。

本プロジェクトは、2005年7月に開始され、5ヵ年で終了を予定している。前述のように

研究インフラの整備と研究者の資質向上が本プロジェクトのいわば車の両輪であり、両者は並行して進められるが、プロジェクトの前半期は、施設の復旧、研究戦略・研究基本計画の策定、個別技術研修などを重点活動とし、後半期は、研究、普及活動支援業務の遂行とそれを通じた人材育成に重点を移していく方針である。

研究インフラ整備としては、

- ① 3 試験農場の給水施設、灌漑施設の復旧
 - ② 3 試験農場の電気供給工事
 - ③ 3 試験農場の試験研究用機材、備品の整備
 - ④ 土壌試験室の建設と備品整備
 - ⑤ 温室の建設
 - ⑥ 情報管理システムの構築
- などの事業を行っている。



ダルラマン試験農場内に建設中の土壌試験室
(2006年11月下旬)



情報管理システムの技術移転を図っている
専門家

人材育成に関しては、日本あるいは近隣諸国での技術研修を通じて研究遂行に必要な個別技術の習得、skill up を図っているが、より重要なことはアフガニスタンの農業復興に必要な試験研究・技術開発を早急に再開し、その活動を通じて資質向上を図ることである。そのためにはまず、国立農業試験場が果たすべき役割を明確にし、試験場が今後実施すべき試験研究課題とその実施戦略を示す「研究基本計画」を策定する必要がある。研究インフラもこの研究計画に基づいて整備されなければならない。

アフガニスタン政府は、同国の再建・復興計画の基本戦略となる“アフガニスタン国国家開発基本戦略 (ANDS)”を作成し、関係各省はその達成に必要な Master Plan、Action Plan を作成しつつある。農業省傘下の ARIA も 2005 年 2 月に「農業研究政策並びに戦略 (Agriculture Research Policy and Strategy)」を策定し、大臣の承認を得ている。しかしながら、本政策の具体化を図るためにはより具体的な研究計画の策定が求められている。

したがって、プロジェクトは研究局のスタッフと協議を重ねながら、アフガニスタン農業の現状・課題と将来展望、研究局傘下の各研究部の実状並びに直面している課題、今後 10～15 年の間に国立農業試験場が取り組むべき中期的な研究課題などを提示した「中期研究基本計画」を作成したところである。繰り返しになるが、このような活動へのカウンターパートの積極的な参画が、人材育成の重要な手法の一つになると考えている。

今後研究局・農業試験場の機能を強化し、本研究基本計画を実現するに当たって、プロジェクトとしては、限られた資源を考慮し、さらにこの国の食料安全保障ならびに貧困削

減（所得獲得機会の拡大）に貢献するという観点に立ってこれらの課題の中から、

- 1) 主要穀物の生産拡大に資する試験研究
- 2) キャッシュクロープとしての園芸作物、
工芸作物の生産拡大に資する試験研究

を二本の柱として重点的に支援していく方針である。

このような技術の開発にチャレンジするためには、作物関係の研究部だけではなく、土壌肥料、病害虫、灌漑、等々関係する全ての研究分野が参画しなければならない。しかし、関係分野が個々バラバラに対応するのではなく、共通の目標に向けた総合的なアプローチが重要である。「経済再建」、「食料安全保障」、「貧困削減」、そのための「農業・農村開発」という、アフガニスタンが抱えている最大の課題に挑戦していくためには、当面このよう

に穀物、園芸作物の生産力向上を主要な技術開発目標に定め、関係する全ての研究部が関わっていく総合的なアプローチ（Commodity-oriented, holistic approach）をとることが、いまアフガニスタンの農業試験研究に最も必要とされている姿勢であると考えている。

“Act not individually, but collaboratively”を我々の合言葉として、プロジェクトを推進していきたい。

なお、今後の活動については、プロジェクトのホームページ上で逐次紹介していく予定であるので、参照されたい。

(<http://58.147.142.188/index.html>)

(当プロジェクト総括, JAICAF 技術参与)

カンボジアあれこれ

服部 朋子

2000年に初めてカンボジアを訪れて以来、縁あって JICA の専門家として、または研修や農協関連調査などでたびたび訪れている。毎回驚かされることは、その「変化のスピードの早さ！」である。国際協力分野に従事する人ならば、誰でも同様の思いを持ったことがあると思うが、行く度に「おー」と声をあげずにはられない。道路がドンドン綺麗に舗装され、空港が新しくなっていたり、エレベーター付きのスーパーマーケットが出現して度肝を抜かれたり、中古がめっきり減って赤や青や色とりどりの新車バイクが目を見張るように走っていたり、ジーンズにTシャツの人々が闊歩している……。いつのまにか豪華なクリスマス・ツリーが飾られるようになり、バレンタインデーを祝う若者がはしゃぎ、ノースリーブを着た女性が増え、男女の若いカップルが手を繋いで堂々と歩いている（これを見たのは、今のところまだ1回だけだが）……。どの状況にも、当方がおいつかないのだ。首都のプノンペンからバタンバン（カンボジアの西部でタイの国境近く）までは1時間の飛行だったが、道路舗装により飛行機が運航しなくなり、車で7時間で行くようになった。その次に行った時は、バタンバンまで車で4時間となっていた……。今は2時間半位で行く場合もある。こんな急ピッチで大

丈夫なのか？とよそ者の私は、勝手に心配する。和平協定後、さまざまな課題はありながらも平和を謳歌し、復興と開発に向かおうとする熱いうねりと西洋文化の流入はとどまることをしらない。戦後および高度経済成長期の日本も、外からは同じような思いでみられていたのだろうか。

バタンバンの農村を最初に訪れた時、子どもたちの髪の毛が茶色いことが気になった。「栄養失調かしら？」と聞いたところ、「親が茶色く染めたのさ、栄養失調じゃないよ」と周囲に大爆笑された。その後、町のマーケットの中の美容院で、若い女性がカラーリングの色を選んでいる光景にぶつかった。手足を投げ出し、マニキュアをぬってもらっている男性数名も見かけてびっくり。ダイエット薬も売っている。「タイとの国境に近いバタンバンでは流行の最先端がいち早くカンボジア



タイとバタンバン間をつなぐ道路

に入るし、モノが豊富でプノンペンよりも先をいっているのさ」と得意げにカウンターパート (C/P) が言う。「美人が多いのもバタンバン」と付け足すことも忘れていない。

周囲に笑われながらも、昼間、声をかけた村の子どもたちがあまりに小柄だったことを思い出す。日本の小学校一年生位に見えたが、12歳だと言っていた。変化に戸惑いながらも、



12歳と14歳の村の子どもたち

やはり農村部へ入り込んでいくと、特に自分の任務を再認識せざるを得ない。でも、かつて、村長さんに会う時にカンボジアの伝統服を着て行った自分は、もういない。「伝統服を着ないと失礼だから」または「洋服では目立つから」とアドバイスをくれるカンボジア人もいないし、伝統服を着ている村人も減った。

ノスタルジーに浸っている自分を笑っている場合ではないかもしれない。クメール語は文法は易しいが、発音が難しい。私が話すと、皆「クックック」と笑いながら、先を争うように私の発音を直してくれる。かつての私のクメール語の師?であったドライバー (英語が全く通じなかった)に久しぶりに再会した。いつの間にか英単語を覚えている。こちらの変化もなんて早いのだ!と感心する私に、彼はニンマリ笑っていた。

(元 JICA 専門家)



「マラリア・蚊・水田 病気を減らし、生物多様性を守る開発を考える」

茂木幹義 著 海游舎

2006年4月 276頁 (本体2000円)

著者は1969年京都大学大学院農学研究科博士課程終了後、すぐに佐賀医科大学(寄生虫学)に就職し、2006年の退職まで、一貫して蚊の生態を研究し、世界の一つの頂点に立った。佐賀平野は縄文・弥生時代からの水田稲作のメッカであり、その恵まれた研究環境の中で、著者は多くの優れた業績を挙げた。とくに水田生態系の中の蚊幼虫個体群の動態研究は、先駆独創的であった。後にその基礎と経験によって、熱帯アジアやアフリカのマラリア調査・研究計画に参加し、さらに国際医昆虫学会や寄生虫学会などで活躍した。退職に際して、その経験と学識を纏めた本著は、医動物学や水田生態学領域への顕著な貢献であり、医療保健関係者や農業従事者への福音であると信ずる。

本著は水田生息生物の多様性と環境保全機能に注目しながら、そこから発生するマラリア・日本脳炎媒介蚊や住血吸虫媒介貝類の生態調査と駆除方法について吟味し解説している。とくに熱帯における水田開発や水源開発の場での媒介動物の対策について、多くの経験と他の調査・研究例を整理解説し、独自の優れた理論に昇華させている。第1部は13章からなり、コガタアカイエカの発育史や天敵群の季節・年次消長について、稲の生長と関連づけてして解説している。次いで海外に場を移し、スリランカでの水田開発とライス マラリ

ア(米生産と水田からのマラリア媒介蚊発生と病気流行という歴史的な背反課題)、インドネシア スラウェシでの灌漑水田開発と森林伐採開発、セラム諸島での新集落の開設と変遷、西チモールでのダム建設などに関連したマラリア問題についての調査研究について述べている。さらに水田での蚊防除対策として、農作業と水管理、農薬処理、天敵カダヤシの導入と食用魚の養殖、蚊吸血源となる家畜(牛や水牛)の飼育について解説している。第2部では、アフリカの水資源開発にともなう住血吸虫宿主貝類に言及し、最後の3章では、環境対策、健康影響評価による総合対策、21世紀への対策を提言している。その中で経済的農業害虫駆除と衛生害虫対策の二律背反を検討し、各種防除対策の経済的な非重層・並列的な対策(ジグソーパズル法)を提唱している。

本著紹介者の個人的興味を引いたのは、現在の開発途上国での水田耕作法や農民生活習慣、マラリア浸淫の様子が描かれ、これが日本古代・中世の水田耕作やマラリアの流行状況を瞥見させてくれたことである。また牛・水牛などのマラリア蚊嗜好動物を利用すると、人のマラリア感染回避となる。このゾープロフィラクス現象(著者訳は動物壁)についての賛否両論である。

(前東大農学部教授 医博 池庄司敏明)

農林業技術相談室

－海外で技術協力に携わっている方のための－

ODA や NGO の業務で、熱帯などの発展途上国において、技術協力や指導に従事している時、現地でいろいろな技術問題に遭遇し、どうしたらよいか困ることがあります。JAICAF では現地で活躍しておられる皆さんのそうした質問に答えるため、農業技術相談室を設けて対応しております。

相談は無料です。ご質問に対しては、海外技術協力に経験のある技術参加者が中心になって、分かりやすくお答え致します。内容によっては他の機関に回答をお願いするなどして、できるだけ皆様のご要望にお答えしたいと考えております。どうぞお気軽にご相談下さい。

相談分野

作物：一般普通作物に関する問題、例えば品種、栽培管理など
(果樹、野菜、飼料作物を含む)

土壌肥料など：土壌肥料に関する問題、例えば施肥管理、土壌保全、有機物など

病害虫：病害虫に関する問題、例えば病害虫の診断、防除(制御)など

質問宛先

国際農林業協力・交流協会技術相談室 通常の相談は手紙またはFAXでお願いします。

〒107-0052 東京都港区赤坂8丁目10番39号 赤坂KSAビル3F

T E L : 03-5772-7880 (代), F A X : 03-5772-7680

E-mail : info@jaicaf.or.jp

－賛助会員への入会案内－

当協会は、賛助会員を募集しております。個人賛助会員に入会されますと、当協会刊行の次の資料を無料で配布することとしております。

多くの方々が入会されますようご案内申し上げます。

「国際農林業協力」(年4回発行)

「Expert Bulletin」(年3回発行)

なお、法人賛助会員については、上記資料以外にカントリーレポート等を配布いたします。

平成 年 月 日

〔法人〕 賛助会員入会申込書

社団法人 国際農林業協力・交流協会

会長 摺木 秀郎 殿

住 所 〒

TEL

法 人

ふり がな
氏 名

印

社団法人国際農林業協力・交流協会の〔法人〕 賛助会員として平成 年度より
入会いたしたいので申し込みます。

なお、賛助会費の額及び払い込みは、下記のとおり希望します。

記

1. 賛助会費 円
2. 払い込み方法 ア. 現金 イ. 銀行振込

- (注) 1. 法人賛助会費は年間 50,000 円以上、個人賛助会費は 5,000 円（海外は 10,000 円）以上です。
2. 銀行振込は次の「社団法人 国際農林業協力・交流協会」普通預金口座
をお願いいたします。
3. ご入会される時は、必ず本申込書をご提出願います。

| |
|----------------------|
| みずほ銀行本店 No. 1803822 |
| 三井住友銀行東京公務部 No. 5969 |
| 郵便振替 00130-3-740735 |

「国際農林業協力」誌編集委員（五十音順）

池 上 彰 英 （明治大学農学部助教授）
板 垣 啓四郎 （東京農業大学国際食料情報学部教授）
勝 俣 誠 （明治学院大学国際学部教授）
紙 谷 貢 （前財団法人食料・農業政策研究センター理事長）
二 澤 安 彦 （社団法人海外林業コンサルタント協会専務理事）
西 牧 隆 壯 （独立行政法人国際協力機構農村開発部課題アドバイザー）
安 村 廣 宣 （社団法人海外農業開発コンサルタント協会専務理事）

国際農林業協力 Vol. 29 No. 3 通巻第 145 号

発行月日 平成 19 年 1 月 31 日

発行所 社団法人 **国際農林業協力・交流協会**

編集・発行責任者 専務理事 佐川俊男

〒107-0052 東京都港区赤坂 8 丁目10番39号 赤坂KSAビル 3 F

TEL(03)5772-7880 FAX(03)5772-7680

ホームページアドレス <http://www.jaicaf.or.jp/>

印刷所 株式会社 創造社